一宮市屋内プール整備・運営事業プロポーザル　募集要項等の修正箇所

【2026 年 10 月６日修正分】

2026 年９月 30 日に公表した「一宮市屋内プール整備・運営事業プロポーザル　募集要項【修正版】」を次のとおり修正する。

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	2026 年９月 30 日修正版	修正版
1	募集要項	4	5	（3）			事業期間	本事業の事業期間は、事業契約の締結日を起点として、本施設の供用開始後 20 年を経過する月の末日までとする。具体的な事業期間の終了時点は、事業の実施に必要となる各種契約書（以下これらを総称又は個別に「事業関連契約」という。）に明記する。なお、事業期間終了時点で、事業者は市に本施設を無償譲渡する。	本事業の事業期間は、事業契約の締結日を起点として、本施設の供用開始後 20 年を経過する月の末日までとする。具体的な事業期間の終了時点は、事業の実施に必要となる各種契約書（以下これらを総称又は個別に「事業関連契約」という。）に明記する。なお、事業期間終了時点（正確には市が事業者に対して施設整備に係る対価の支払を全て完了した時点）で、事業者は市に本施設を無償譲渡する。
2	募集要項	7	7	（1）			事業スキームの概要	・事業者は、事業期間中を通じて本施設を保有し、事業期間終了時点で本施設を市に無償譲渡する。	・事業者は、事業期間中を通じて本施設を保有し、事業期間終了時点（正確には市が事業者に対して施設整備に係る対価の支払を全て完了した時点）で本施設を市に無償譲渡する。
3	募集要項	7	7	（1）			事業スキームの概要	・市は、事業者に対して、施設整備に係る対価を施設の供用開始後から事業期間中を通じて支払う。	・市は、事業者に対して、施設整備に係る対価を施設の竣工・引き渡し後から 20 年間にわたり支払う。
4	募集要項	8	7	（2）	①		施設整備に係る対価（サービス対価Ａ－１、サービス対価Ａ－２）	支払方法は、サービス対価Ａ－１は、本施設の供用開始年度から事業期間終了年度まで（20 年間）に均等（金利や諸経費等を含めた金額）に分割して支払う（四半期毎、四半期分を後払い）。サービス対価Ａ－２は、本施設の供用開始年度に一括して支払う。	支払方法は、サービス対価Ａ－１は、本施設の竣工・引き渡し時から 20 年間にわたり均等（金利や諸経費等を含めた金額）に分割して支払う（四半期毎、四半期分を事業者の請求に基づく後払い）。サービス対価Ａ－２は、本施設の供用開始時に一括して支払う（事業者の請求に基づく後払い）。
5	募集要項	8	7	（2）	①		サービス対価Ａ－１	・本施設の供用開始年度から事業期間終了年度まで分割して支払う。	・本施設の竣工・引き渡し時から 20 年間にわたり分割して支払う